

備えましょう！！～6月は「土砂災害防止月間」です～

梅雨時期になると、雨が続く日が多くなります。集中豪雨や台風が引き金となって、「土砂災害」が発生します。「土砂災害」から身を守るためには、私たち一人ひとりが日頃から備えておくことが重要です。特に高齢化、少子化が進む坂本町では、一人ひとりの行動力には限界があります。住民同士が助け合って、万が一の災害を乗り越えましょう。

【実践しましょう！！】

- ①家の周りの危険箇所の確認 ②避難経路、避難場所の確認
- ③隣近所の普段からの言葉かけ ④自主防災会訓練等への参加 以上のことは一例です。

災害時はとっさの判断が出来ずに混乱し、正しい行動が取れない場合があります。特に真夜中や大雨時の移動は大変困難です。大雨が降り出したら、テレビやラジオの気象情報や防災行政無線による呼びかけ等で情報を収集し、「自分の命は自分で守る」ということを心がけ、安全な場所へ早めに避難しましょう。

【土砂災害の前兆現象にも注意！！】

下記のような兆候が見られると、土砂災害が発生する恐れがありますので、気づいたら、ご近所にも知らせ、いち早く安全な場所に避難しましょう。

<p>がけ崩れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小川が干上がり ●斜面から土が落ち ●斜面にひび割れが 	<p>土石流</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山頂が揺れる ●川の谷が下がる ●川の流れが濁り、流木が流れる 	<p>地すべり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地面がひび割れ ●穴や井戸の蓋が浮く ●池や沼の水の量が急に増える
---	--	---

《避難所に関するお知らせ》

「鮎島社会教育センター」は、建物の耐震の安全性が確認されていなかったため、熊本地震以降、避難所としての使用を中止していましたが、被災区分の判定調査結果により、耐震性が確保されていることが判明しましたので、今年度から、避難所として再開します。

避難所が開設された際には、ご利用ください。
 《問い合わせ》 地域振興課 ☎ 45-2211
 危機管理課 ☎ 33-4112

～行政相談のお知らせ～

とき：平成30年6月19日（火）
 時間：午前10時～午後3時
 場所：坂本支所 2階会議室
 行政相談委員：森上 幸久 氏
 《問い合わせ》
 地域振興課 市民サービス係
 ☎ 45-2212

★★★市税等の納期について★★★

7月2日（月）納期限のものは

☑市県民税	1期
☑国民健康保険税	3期
☑介護保険料	3期
☑簡易水道使用料	6月分（5月使用分）

です。

※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。
 ※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。

《問い合わせ》
 地域振興課 市民サービス係
 ☎ 45-2212



八竜小学校で交通教室開催

5月8日（火）、八代警察署交通安全講習員、川岳駐在所、市交通指導員会坂本支部の方々の指導のもと、「交通事故の恐ろしさを知り、自分の命は自分で守るという意識を高める」・「歩行者として必要な交通安全に心がける態度を身に付ける」ことを目的に、八竜小学校で交通教室が実施されました。

当日は、あいにく雨天のため、実技は体育館で行われました。
 1～3年生は、2階ホールで講習員より基本的な交通ルールを学んだ後、玄関前に移動し、スクールバスの運転席から見た死角・内輪差、バスの降り方を学び、体育館で横断歩道の渡り方や車は急に止まらない事などを学びました。
 また、4～6年生は、安全な自転車の乗り方、危険予測に関する講話を聞いた後に、自転車に乗る前の点検や正しい乗り方、交通ルールなどの指導を受け、実際に体育館で自転車の乗り方を学びました。

児童たちは、交通安全について熱心に聴き、実験や実技を行うことで、交通安全に心がけることを身に付けました。



八代市スポーツ功労者表彰

5月7日（月）、八代市民体育祭総合開会式において、米原 隆さん（藤本）が、永年にわたるバドミントンの普及・指導活動にご尽力されたことに対して、スポーツ功労者として、NPO法人八代市体育協会から表彰を受けられました。



おめでとうございます。これからも、米原さんの益々のご活躍を祈念いたします。

特設人権相談所を開設します

色々な人権問題、家庭内や隣近所のもめごとなど日常生活全般にわたる紛争や法律問題など、様々な相談に応じています。ひとりで悩まずご相談ください。
 予約不要です。当日会場へお越しください。

とき：平成30年6月1日（金）
 時間：午前10時～午後3時
 場所：坂本支所 2階会議室
 担当者：人権擁護委員



《問い合わせ》地域振興課 ☎ 45-2211

毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。